

# 定 款

特定非営利活動法人こらーるたいとう

特定非営利活動法人  
こらーるたいとう定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人こらーるたいとう 称す。

(事務所)

第2条 本法人の事務所は、東京都墨田区向島3-2-1向島パークハイツ1階に置く。

(目的)

第3条 本法人は、精神障害者等に対して、相談および生活支援、権利擁護、ヘルパー養成講座、介助者派遣に関する事業を行い、もって障害者の自己実現と権利擁護を図り、個人の独立と尊厳等人権が守られる社会の実現を目指すものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表に基づく次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言、援助の活動。

(係わる事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 精神障害者等の権利擁護の理念の追求、人材育成
- (2) 精神障害者等の相談
- (3) 精神障害者等の生活支援
- (4) ヘルパー養成講座の開催
- (5) 居宅介護支援事業の実施
- (6) 精神障害者ホームヘルパー派遣の実施
- (7) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業の実施
- (8) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業の実施
- (9) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する意思を持って入会した個人及び団体。

賛助会員 この法人の目的に賛同して、協力を行う個人及び団体。

### (入 会)

第7条 本法人の会員になろうとするものは、代表が別に定める入会申込書に必要な事項を記入し、代表に提出するものとする。

2 代表は、前項の入会申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認め、通知するものとする。

### (会 費)

第8条 会員は、毎年一回年会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て退会とみなすことができる。

(1) 団体が解散または破産したとき。または本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

### (除 名)

第10条 会員が次の各号に該当する行為があった場合、総会の議決を経て除名することができる。

(1) 法または、本法人の定款に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為をした時。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ当該会員に通知するとともに、議決を行う総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員)

第12条 本法人は、次の役員を置く。この法上の理事を運営委員と呼び、監事を監査役と呼ぶ。

- (1) 運営委員3名以上15名以内
- (2) 監査役2名
- 2 運営委員のうち一人を代表とする。

#### (役員を選出)

第13条 役員は、総会において選任する。

- 2 代表は、運営委員より選出される。
- 3 総会が招集されるまでの間において、欠員等により役員を緊急に選任するときは、運営委員会の議決により選任することができる。ただし、当該運営委員会開催後最初に開催する総会において、承認を受けなければならない。
- 4 監査役は、運営委員または本法人の職員を兼ねてはならない。

#### (役員職務)

第14条 役員は本法人の事業を運営するために、以下のような職務を行う。

- 2 代表は会の総括を行う。
  - 3 代表に事故ある時、または代表が欠けたときは、運営委員は運営委員会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
  - 4 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監査役は次に掲げる職務を行う。
- 
- (1) 役員職務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の業務及び、会計を監査する。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実を発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 役員職務執行の状況、または本法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、もしくは運営委員会の招集を請求することができる。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員によって選任された役員任期は、前項の規定に関わらず、

前任者または他の現任者の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任または任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 補充)

第 16 条 役員 の 定数 の 3 分 の 1 以上 の 欠員 が 出 た 場 合 は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 場 合 に は、総会 の 決 議 に よ り、解任 する こと が 可 能 である。

- (1) 職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合。

(報 酬 等)

第 18 条 役員 の 報 酬 に 関 し て は、総会 で 定 め る も の と す る。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項 に関 し 必 要 な 事 項 は、総会 の 議 決 を 経 て、代 表 が 別 に 定 め る。

## 第 4 章 会 議

(総会 の 種 別)

第 19 条 本 法 人 の 会 議 は 総 会 及 び 運 営 委 員 会 と す る。

2 総会 は 通常 総 会 及 び 臨 時 総 会 と す る。

(総会 の 構 成)

第 20 条 総会 は 正 会 員 を も っ て 構 成 す る。

(権 能)

第 21 条 総会 は 次 の 事 項 を 議 決 す る。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び、収支決算
- (4) 役員 の 選 任 ま た は 解 任、職 務 及 び 報 酬
- (5) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して召集の請求があった場合。
- (3) 第 14 条 5 項 4 号の規定により、監査から召集があった場合。

(総会の招集)

第 23 条 総会は前条 2 項 3 号の場合を除き、代表が召集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開催日の 7 日前までに発して行わなければならない。
- 3 前条 2 項の規定による請求があったときは、代表は速やかに臨時総会を召集しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、出席した運営委員のうちから代表が指名する。ただし、第 22 条 2 項 3 号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意を持って可決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

- 2 総会における議決事項は、第 23 条 2 項または 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行使することができない。
- 4 団体会員は代表者 1 名が議決権を有するものとする。

(総会の書面表決権)

第 27 条 総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。

らない。

- 3 1項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条の規定の適用について出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 議長は、総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその役員会において選任された議事録署名人2名が署名押印し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第29条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 監査役は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(運営委員会の権能)

第30条 運営委員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 事業計画及び予算及びその変更
- (3) 職員の職務、給与、選任、解任
- (4) 会議の招集の決定
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) 会費の額
- (7) その他、総会において委任された事項

(運営委員会の開催)

第31条 運営委員会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めた場合。
- (2) 運営委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条5項5号の規定により、監査役から招集の請求があったとき。

(運営委員会の招集)

第32条 運営委員会は代表が招集する。

- 2 代表は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはEメール、ファックス等をもって、少なくとも5日前までに招集通知を発信しなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある時は、運営委員の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(運営委員会の議長)

第33条 運営委員会の議長は、代表もしくは代表の指名した者がこれにあたる。

(運営委員会の議決)

第34条 運営委員会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席運営委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 運営委員会においては、第23条3項の規定によりあらかじめ通知された事項のみ議決することができる。ただし、議決が緊急を要するもので、出席運営委員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する運営委員は、当該事項について、表決権を行使することができない。

(運営委員会の書面表決権等)

第35条 運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。

(運営委員会の議事録)

第36条 議長は、運営委員会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した運営委員のうちから2名を選任し、議事録署名人として議事録に署名し、これを保存しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)



第 37 条 本法人の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 38 条 本法人の資産は代表が管理し、その管理方法は、運営委員会の議決による。

(経費の支弁)

第 39 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 40 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 41 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、毎事業年度開始前に運営委員会の議決を経て、総会に報告をしなければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定に係わらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、代表は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収支支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収支支出とみなす。

(予備費)

第 44 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、代表が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監査役の監査及び運営委員会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 法人の決算に余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章 定款の変更、解散等

### (定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、且つ法第 25 条 3 項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解 散)

第 47 条 本法人は、次に上げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関する事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項の 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 1 項 2 号の規定に基づき、解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

### (清算人の設定)

第 48 条 この法人が解散したときは、運営委員が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

### (残余財産の帰属先)

第 49 条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社会福祉法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(合併)

第 50 条 本法人は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局とその職員)

第 52 条 本法人は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は所用の職員を置き、代表の指揮下に置かれる。

(規 約)

第 53 条 本法人の運営を円滑にするために、別に内規を設けることができる。

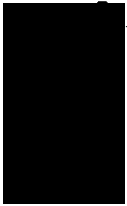
(細 則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条 1 項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成 13 年 6 月末日までとする。
- 4 本法人の設立当初の会費の額は、この法人の設立総会のさだめるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定に関わらず、法人成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 会費は正会員（個人及び団体）は、年間 3,000 円とし、賛助会員（個人及び団体）は、3,000 円とする。

この定款は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。



# 別 表

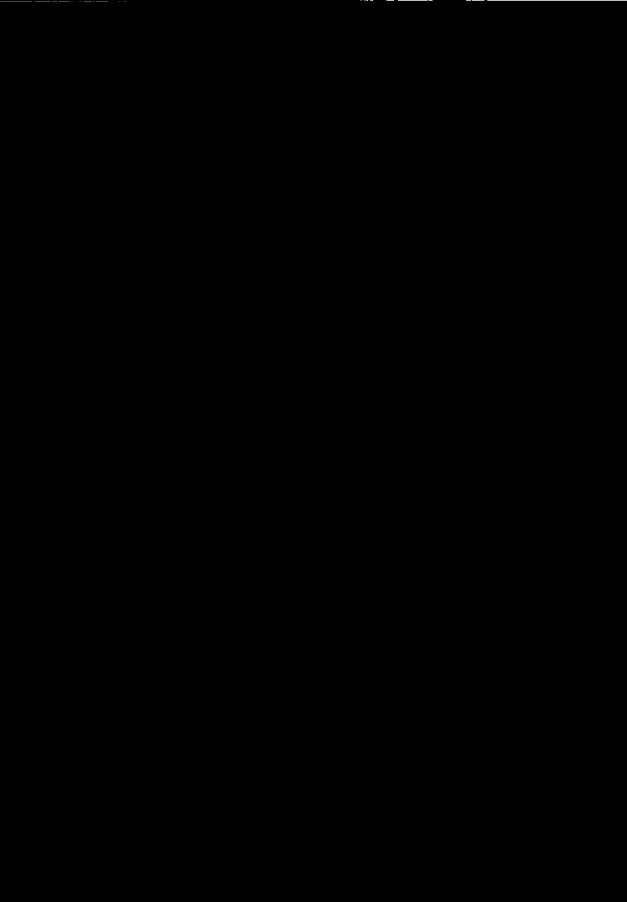
特定非営利活動法人こらーるたいとう

	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	備 考
1	理 事 (運営委員)	加藤 真規子		代表
2	理 事 (運営委員)	岡上 和雄		
3	理 事 (運営委員)	高畑 隆		
4	理 事 (運営委員)	河野 修 ✓		
5	理 事 (運営委員)	稲沢 公一		
6	理 事 (運営委員)	丹羽 薫 ✓		
7	理 事 (運営委員)	服部 隆 ✓		
8	理 事 (運営委員)	樋口 恵子		
9	理 事 (運営委員)	金 政玉		
10	理 事 (運営委員)	三澤 了		

原

別 表

特定非営利活動法人こらーるたいとう

	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	備 考
11	理 事 (運営委員)	ウタガハ けん 宇田川 健		
12	理 事 (運営委員)	トミヤマ てるお 富山 明雄		
13	理 事 (運営委員)	シヅカ けん 清水 健		
14	理 事 (運営委員)	マエダ けいじ 前田 和己		
15	監 事 ( 監査役 )	キタノ せいじ 北野 誠一		
16	監 事 ( 監査役 )	ワタナベ ちゅう 渡辺 道央		

これは当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人こらーるたいと

代表理事 加藤真規子